

離婚母子世帯の生活問題

Labor and Life Problem in Fatherless Family formed by Divorce

高橋 満

Mitsuru Takahashi

1. 問題の設定

本稿の課題は、上田市において実施した「母子(父子)世帯生活実態調査」の結果を報告し⁽¹⁾、ここでの離婚母子世帯の家族危機への対応と現在の家族生活問題の実態を明らかにすることにある。

ここでは、さしあたり、家族集団ないし家族員の生活を維持するために必要な機能に障害が生じている場合、これを家族生活問題と規定しよう。この家族機能にもいろいろな区分が考えられるが、考察では経済的機能、家事サービス機能、保護・養育的機能という3つをとりあげる。従って、家族生活問題とは、家族集団ないし家族員の生活の維持・存続に必要なこれらの諸機能が円滑に遂行されない状態をさすことになるだろう。

周知のように、離婚、遺棄、家出などによる生別、病気、交通事故などによる死別を原因とする家族解体によって生じた世帯を、従来、「欠損家族」(broken family)と称してきた。その語感からも推察されるように、この「欠損」という概念には、単親ということだけで「正常家族」(normal family)にたいして「異常」であり、「母親の疾病や売春や家出、そして子どもの非行、学業不振など、深刻な社会病理現象を発生せしめる⁽²⁾、とみる見方がひそんでいた。そして、往々にしてこうした偏見やスティグマが母(父)子をいっそうの苦境にたたせることにもなりかねなかった。こうした、いわば「予言の自己成就」的结果をもたらしかねないものにたいする批判をふまえてだされてきたのが単親世帯(one parent family)という概念なのである⁽³⁾。こうした理解はすでに定着したといてよいが、ここで重要なことは、実は、こうした概念の展開自体が、単親世帯の家族生活

問題の実態をとらえる場合にも、形態によって「問題家族」(problem family)とみるのではなく、家族生活の機能障害をつぶさに考察する必要を示唆している、といえよう。

ところで、こうした点は、生活問題の内容についても指摘できる。つまり、単親世帯の問題として、母子世帯の場合には経済的問題、父子世帯の場合には家事・育児機能の障害がとくに指摘されてきたのだが、しかし、実態はそうだとし、こうした最初の重点のおきかた自体が、性別分業意識を前提にした見方であることはいままでもないであろう。母子世帯にかぎっても、家族生活問題の内容や程度、これに対応する際の資源・対応のあり方も、当然、その単親世帯がいかにか形成されたかに応じて異なる点に、我々は十分留意して考察をすすめるなければならないのである。本稿で離婚母子世帯に焦点をおき、これと生別母子世帯および父子世帯とを比較しつつ、さらに労働と生活問題をトータルにつかみ、その特徴を別出しようとする意味もここにある。

考察では、まず第1に、離婚にともなう家族解体を前危機段階としてみる。なぜなら、この危機への対応過程と適応水準が後の家族危機の内容とその困難の程度とを規定することにもなるからである。まず、離婚という家族危機への対応を規定する資源の内容を、①個人的資源——資格、地位、年齢など。② 家族的資源——家族関係、親族関係など。③コミュニティの資源——近隣関係、社会福祉施策の利用など、3つの点からみるとともに、次に、離婚への対応過程を簡単にみる。第2に、離婚後の母子世帯化により生みだされる基本的問題として、①就業の問題、②家事・育児サービス遂行の問題、③子どもの養育問題、④住宅

問題としてとりあげ、これらをそれぞれ労働問題と生活問題としてできるだけ関連させながら考察しよう⁽⁴⁾。最後に、簡単に全体をまとめよう。

2. 離婚への対応と資源

単親世帯の形成と離婚

ここでは母子世帯、とくに離婚母子世帯の生活問題の現状を考察するが、先にも述べたように、従来、単親家族の生活問題として、母子世帯の経済的問題あるいは父子世帯の家事・育児機能の遂行上の困難などが指摘されてきた。だが、こうした問題を考察するにあたっては、単親世帯の形成過程の違いにもとづく内容的な、また、程度上の相違に注目してみる必要がある。そうした点からいうと、離婚世帯をとりあげる意味もここにあ

るのだが、近年における生別単親世帯の増大、とりわけ離婚単親世帯の増大が顕著である。

そこで、まず、単親世帯になった理由を表1の生別構成によりみることにしよう。表1にみるように、全体では死別世帯28.9%、生別世帯68.1%、不明0.7%という構成を示す。ここから生別世帯が全体のほぼ7割を占るという特徴を指摘することができよう。しかも、このうち離婚母子世帯の割合は著しく高い比率を占める。全国的にも死亡率の減少と離婚率の上昇とが相即して生別世帯の比率を押しあげているが、上田市の場合にも離婚世帯の比率の高さが際立っている。角度を変えて単年度の発生件数をみると一層これが際立つ。昭和60年の1年間に発生した単親世帯のうち、死別26.9%、生別73.6%となり、後者のうちの80.8%が離婚を理由とするものであった。従って、単親世帯化という危機への対応を考察する場合、なかでも離婚を理由とする世帯の分析が重要である

表1 単親世帯になった理由

		実 数 (人)				構 成 比 (%)			
		母子	父子	不明	計	母子	父子	不明	計
死別	病 死	170	22	7	199	24.0	29.6	25.9	24.6
	交通事故死	32	1	2	35	4.5	1.4	7.4	4.3
生別	離 婚	419	40	16	475	59.4	54.0	59.3	58.9
	別居・家出	33	7	1	41	4.7	9.5	3.7	5.1
	障 害	22	0	0	22	3.1	0.0	0.0	2.7
	未婚の母	12	0	0	12	1.7	0.0	0.0	1.5
生死不明		5	0	1	6	0.7	0.0	3.7	0.7
その他		6	3	0	9	0.8	4.1	0.0	1.1
N A		8	1	0	9	1.1	1.4	0.0	1.1
計		707	74	27	808	100.0	100.0	100.0	100.0

表2 単親化までの結婚継続年数

			3年未満	3～9年	10～14年	15～19年	20年以上	N A	計
母子世帯	離婚	実 数	47	176	100	54	21	20	418
		構 成	11.2	42.2	23.9	12.9	5.0	4.8	100.0
母子世帯	死別	実 数	9	65	58	42	26	2	202
		構 成	4.5	32.1	28.7	20.8	12.9	1.0	100.0
父子世帯		実 数	6	22	26	13	2	7	74
		構 成	8.2	29.6	32.4	17.6	2.7	9.5	100.0

ことをあらためて確認できたであろう。

次に、対象世帯の基本的属性を発生年度の特徴にみると、年度的に母子世帯の死別世帯における45～49年の比率が17.3%で7.5ポイントばかりと高い。これにたいして離別世帯では55～59年が45.9%、60年以降の比率が17.0%でそれぞれ4.8ポイントと4.1ポイント高く、後者の方が比較的新しい形成によるものであることが察知できよう。

だから、結婚年数についても死別世帯と生別世帯とでは著しい相違がみられる。すなわち、表2にみるように、死別世帯では10年以上の年数が60%を越えているが、離婚世帯は40%にとどまっているし、また、5年未満の世帯が30%を離婚世帯では示していることにも明らかであろう。こうした結婚継続年数の相違は、単親世帯化以前の家族の凝集性の相違とともに、現在の家族組織化の程度、したがって危機にたいする様々な家族的資源にも反映することはいうまでもなからう。

資源と対応過程

これから中心にとりあげる離婚母子世帯の場合には、単親世帯化する前になんらかの理由により夫婦間に葛藤や紛争が生じていたと考えられる。従って、家族のもっている機能水準や統合性・凝集性の水準は通常家族よりも低いことが予想されよう。しかし、こうした離婚以前の家族生活の内実的面を報告する用意がないので、ここでは形態的な面から単親世帯化した時点を中心に家族の

資源をとりあげよう⁽⁵⁾

個人的資源：とりわけ就労については個人的資源が重要な意味をもつ。これを年齢、資格、就労状況という点から考察しよう。

単親世帯になったときの年齢の特徴はどのようなものであろうか。結婚年数や年次からもただちに推察されるように、年齢的には30歳未満が25.4%、30～34歳が32.8%、35～39歳が23.0%、40歳代が15.3%という数値になっている。これを死別世帯と比較すると、20代、30代で10ポイントづつ高い数値となっており、つまり、比較的年齢が若いという特徴をもつことがわからう。このことは労働市場との関連でいえば、年齢的には就労を容易にすることになるだろうが、ただ、子どもの養育という問題を惹起させるような年齢でもあることに十分注意しておく必要がある。つまり、女子の年齢別労働力率の推移によれば、ツー・サイクル型就労の谷間にあり、子育ての時期として労働力率の急減する時期にあたるわけである。

家族危機への対応の個人的資源のうち、就労とかがかわるのは資格の有無である。なんらかの資格を有するものは全体の65.3%であるが、このうちの主要なものは「自動車の運転免許」と「簿記・珠算」である。しかし、これらの資格が直接彼女たちの就労の条件となっているとはいえない。現在の職業が資格と相関しているものは、有資格者の65%を占める「看護婦・保健婦」や53.8%の「理・美容師」などの専門・技術的な職業に限られている。したがって、あまり大きな意味はなく、今後における資格取得についても希望するものは

表3 世帯類型別の就業状況

(単位：%)

		常勤	臨時パート	自営	内職	その他	就業せず	N A	計
単親	未就学児	9.1	18.2	2.3	2.3	2.3	63.6	2.3	100.0
	小・中学生	18.8	23.4	5.1	4.5	4.5	42.6	1.1	100.0
	高校・就労子	20.7	23.0	8.0	2.3	6.9	36.8	2.3	100.0
単祖親 ^父 と母	未就学児	25.0	8.3	0.0	8.3	0.0	58.4	0.0	100.0
	小・中学生	28.3	13.0	6.5	0.0	8.7	43.5	0.0	100.0
	高校・就労子	33.3	26.7	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	100.0
その他		20.7	20.7	0.0	3.4	3.4	51.8	0.0	100.0
N A		0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	77.8	0.0	100.0
計		19.5	21.1	4.8	3.1	4.8	45.5	1.2	100.0

22.8%と極めて少ない。

では、単親世帯になったときの母親の就労状況はどのようであったろうか。全体では45.5%と、約半数のものが就労していなかった。就労していたものの就労形態としては常勤36.0%、臨時・パートが38.6%、ついで自営が8.8%、内職は5.7%にとどまっている。

やや先ばした分析になるが、ここで特徴的な点は家族形態の相違によって就労状況に違いがみられることであろう。表3にみられるように、「単親と子ども」の形態では、未就学児を含む世帯の非就業率が63.6%と著しく高く、小・中学生世帯、高校・就労子世帯になるにしたがってこの比率は42.6%から36.8%へと低下する。これとは逆に常勤率が高まっている様子が察知できよう。たいてい、「祖父母と単親」をふくむ形態では臨時・パートの比率が高まり、結果として非就業率が減少している。つまり、子育ての時期の非就業化と祖父母という機能代替の可能性の有無が就労と密接に関連するものであることを示している、といえよう。

家族的資源：離婚にともなう家族危機に対応するための資源として、第2に、家族的資源がある。

マクバガンによれば、こうした資源として家族のもつ統合性、凝集性、組織性や柔軟性などが指摘されているが、離婚世帯の場合には家族形態にみる機能代替の可能性や親族的資源が重要なものとなろう。とりわけ親族的資源は死別世帯の場合とは著しく異なる特徴を示すことであろう。

世帯類型は、いろいろな基準から考えることが可能である。ここでは「単親と子ども」を2世代世帯、「祖父あるいは祖母と単親と子ども」の世帯を3世代世帯、「その他の世帯」の3類型を設定し、さらに、末子の就学年齢階層を組みあわせて類型を次の表4のように設定している。

まず、この分類にもとづいて単親世帯になったときの世帯類型をみると、離婚世帯においてとくに2世代世帯の比率が67.0%と高い。死別世帯では61.9%、父子世帯では55.4%となっている。したがって離婚世帯でより代替補充の条件に欠けているといえよう。結婚継続年数からも推察されるように、子どもの就学年齢階層をあわせてみても、

表4 単親世帯の世帯類型の変化

(単位：%)

		単親になった時点			現在の世帯類型		
		離婚母子	死別母子	父子世帯	離婚母子	死別母子	父子世帯
単親	未就学児	41.5	28.2	24.3	10.5	5.0	1.4
	小・中学生	23.4	29.2	29.6	42.1	30.7	25.7
	高校・就労子	2.2	4.5	1.4	20.8	35.6	18.9
単祖親父と母	未就学児	6.2	8.4	25.7	2.9	5.9	2.7
	小・中学生	5.0	13.4	9.5	11.0	9.4	35.1
	高校・就労子	11.7	8.9	0.0	3.6	4.5	6.4
その他		7.4	6.4	6.8	6.9	6.4	8.1
N A		2.6	0.5	2.7	2.2	2.5	2.7
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表5 困ったときの相談相手

		親	兄弟姉妹	自分の親せき	夫の親せき	友人知人	公的機関	民生委員	いない	必要ない	N A	計
母子世帯	離婚実構成	261 62.4	246 58.9	44 10.5	5 1.2	206 49.3	41 9.8	58 13.9	24 5.7	6 1.4	8 1.9	899 (418)
	死別実構成	97 48.0	144 71.3	34 16.8	51 25.2	89 44.1	12 5.9	18 8.9	4 2.0	3 1.5	4 2.0	456 (202)
父子世帯	実構成	33 44.6	36 48.6	12 16.2	4 5.4	27 36.5	1 1.4	15 20.3	4 5.4	5 6.8	6 8.1	143 (74)

未就学児を含む世帯が離婚世帯では41.4%を占め、形態の面からみると困難の程度が高いことが推察されよう。

その後、離婚にともなう家族形態の変化についてもみておくと、それぞれの単親世帯形態とも、年齢の経過とともにステージを進行させているのであるが、そこにみられる特徴は、父子世帯では祖父母との同居によって直系家族化して対応しているが、母子世帯の両形態では2世代世帯の比率が増大していることからわかるように、祖父母と別世帯をなしていることが察知できよう。末子に注目してみると、その後の経過とともに未就学児童を抱える世帯が減少して、小学・中学生徒を含む世帯が中心となり、離婚世帯では2世代世帯が42.1%、3世代世帯が11.0%を占めることになる。

さらに親族的資源の現状をみるために表5の「困ったときの相談相手」にみると、母子世帯では離婚世帯にしても死別世帯にしても親や兄弟姉妹の比率が際立って高い。また、死別世帯では「夫の親戚」や「自分の親戚」が25.2%と16.8%で重要な支えとなっている。これにたいして離婚世帯では親への強い依存と、「友人・知人」および「公的機関」「民生委員」の比率がやや高い、とい

えよう。すなわち、単親世帯化の理由の相違によって、家族システムの資源の位置づけが異なることを指摘できよう。

こうした傾向は、資源そのものを表現したものではないが、表6、この1年間の親族との関係にも示されている。とくに、その形成理由からしても当然のことともいえようが、離婚世帯では「夫の親戚」との関係が希薄となり、全体的に離別世帯の方が親族関係はやや薄く、親に集中するようである。

コミュニティ的資源：この資源の内容としては、家族以外の人々あるいは集団的な関係、次にみる福祉施策の利用などの制度的な支援などがあげられる。この点も地域における単親世帯の生活を維持するうえで重要な側面であることはいうまでもない。

単親世帯になった際の居住地についてみると、父子世帯では93.2%のものが上田市を居住地にしているのが際立っている。これにたいし母子世帯のうち、死別によるものは82.7%でやはり比率が著しく高いが、離婚母子世帯は70%をやや欠ける数値となっている。これにたいし県外が13.6%、県内が7.4%となり、婚出先で単親世帯となり、やがて実家のある上田に戻ったものが多いと推察

表6 単親世帯の親族関係

			自分の親	兄弟姉妹	自分の親戚	夫側の親戚	なかった	N	A	計
母子世帯	離婚	実数	272	320	160	20	16	18		806
		構成	65.1	76.6	38.3	4.8	3.8	4.3		(418)
母子世帯	死別	実数	119	170	91	108	4	6		498
		構成	58.9	84.2	45.0	53.5	2.0	3.0		(202)
父子世帯		実数	28	50	34	14	5	4		135
		構成	37.8	67.6	45.9	18.9	6.8	5.4		(74)

表7 母子世帯になり困ったこと

			経済的困難	就職先	住宅	子どもの世話	相談相手	なかった	その他	N	A	計
母子世帯	離婚	実数	327	113	153	107	67	37	13	3		820
		構成	78.2	27.0	36.6	25.6	16.0	8.9	3.1	0.7		(418)
母子世帯	死別	実数	105	54	22	47	65	35	15	4		347
		構成	52.0	26.7	10.9	23.3	32.2	17.3	7.4	2.0		(202)

される。

この点から、各理由別の居住歴からも推察されるように、近隣関係における普段のつきあいに若干の相違がみられる。すなわち、離婚世帯では「あいさつ程度」が33.3%で死別世帯よりも9ポイントばかり高く、逆に、「相互訪問」では17.5%で12.2ポイント少ない。多いのは「立ち話し程度」の45.0%である。死別世帯の方が離婚世帯よりもより親密な交際をしているといえよう。「つきあいなし」が離婚世帯で2.9%あることも象徴的であろう。

集団参加についてはどうであろうか。「参加なし」という世帯からまずみると、離婚世帯は41.9%にたいして死別世帯は32.7%という数値をみせる。したがって、離婚世帯の参加が低いことがまず指摘できよう。とくに「町内・婦人会」28.7%、「趣味の会」9.8%で、それぞれ死別世帯にたいして13.4ポイントと11ポイントほど参加率が低い。このなかで唯一高いのは「宗教団体」の10.0%にとどまる。

離婚への対応：では、離婚への対応をいかには

かったのか。これをみる前に、表7により、単親世帯になったときの生活障害の内容を全体的に鳥瞰しておいた方がよいであろう。死別世帯にたいする特徴をみると、「なかった」の比率にみるように、離婚世帯の方が「困る」と認識するものの比率が高いといえよう。その内容のなかでも経済的困難の比率が全体の80%と際立っている。また、住宅の比率も著しかったことが窺われよう。ここで現在の状況についても確認しておく、依然として「暮しむき」という経済的側面の困難、そして「住居のこと」というものの比率が高い。

こうした経済的困難や住宅問題にたいして離婚母子世帯はどのように対処したであろうか。表8は、単親世帯になったときの対応を示している。これによると、「仕事を続けた」あるいは「働きにでた」ものの比率が離婚・死別世帯の区別なく比率が高く、共通した対応であったことがわかる。その労働をめぐる問題については後に考察しよう。

ただ、離婚世帯の対応で特徴的なことは、「慰謝・養育料」の比率の高さはいうまでもないのだが、「親の援助」というものが44.7%と突出して

表8 母子世帯になったときの対応

			仕事を続けた	働きに出た	夫の仕事ついで	子が働きに出た	預金引き出し	慰謝料・養育費	夫の退職金	保険金・保償金	借金	親の援助	親戚にたよった	公的機関の援助	その他	N	A	計
離婚	実数	176	160	1	7	79	42	3	3	44	187	37	47	5	1	792		
	構成	42.1	38.3	0.2	1.7	18.9	10.0	0.7	0.7	10.5	44.7	8.9	11.2	1.2	0.2	(418)		
死別	実数	74	66	16	5	65	4	39	67	11	29	7	21	4	1	409		
	構成	36.6	32.7	7.9	2.5	32.2	2.0	19.3	33.2	5.4	14.4	3.5	10.4	2.0	0.5	(202)		

表9 母子世帯の年金受給

		児童手当	児童扶養手当	交通災害遺児	老齢年金	遺族年金	厚生年金・船員保険	各種共済組合	労災保険	母子医療費給付	生活保護	その他	何も受けていない	N	A	計
離婚	実数	37	357	0	25	2	1	1	2	109	16	3	40	13	606	
	構成	8.9	85.4	0.0	6.0	0.5	0.2	0.2	0.5	26.1	3.8	0.7	9.6	3.1	(418)	
死別	実数	13	24	9	13	143	68	12	10	49	1	4	7	10	363	
	構成	6.4	11.9	4.5	6.4	70.8	33.7	5.9	5.0	24.3	0.5	2.0	3.5	5.0	(202)	

いることであろう。ここからも先にみたような「親戚」を含めた親族関係の重要さが指摘できるであろう。たいして死別世帯の場合には、「預金の引きだし」ほか、その形成理由からも察知されるように「夫の仕事」「退職金」「保険金・補償金」の比率が比較的高い。

最後に、福祉施策の利用状況であるが、表9から一見してわかるように、離婚世帯の方が年金の受給種目が少ない。先にみたライフステージ上の問題で「児童扶養手当」が圧倒的に多く、ついで「母子医療費給付」、「児童手当」という順になっている。これにたいし死別世帯は「遺族年金」「厚生年金」などが中心である。離婚世帯の場合の生活保護率の相対的な高さは、次に詳しくみるこの家族の生活困難を象徴しているといつてよいであろう。

3. 単親世帯の労働・生活問題

単親世帯の労働問題

先にみたように、単親世帯になった際の生活障害のなかでも経済的困難は80%と際立って高いも

のがあった。そのための対応として各単親世帯では「仕事をつづけた」り、あらためて「働きので」という対応をみせたのはみたとおりである。離婚とそれにもとづく単親世帯化により、次には就労をはじめることにより様々な生活問題が惹起されることが予想されるが、ここでは離婚後の女性の労働、そこにおける諸条件に焦点をあて問題を明らかにしよう。

まず、離婚単親世帯の母親の職業について全体的な特徴を概観しよう。表10によると、離婚世帯では技能・生産工が27.3%で一番多く、ついで事務職17.5%、サービス業13.2%、販売業12.2%の比率が高い。男女による性差が存在することはいうまでもなからうが、母子世帯における離婚世帯と死別世帯とを比較してみると、販売業従事やサービス業従事の構成がやや厚いといえよう。また、数は少ないが専門・技術職が4.3%で2ポイントほど高いことも指摘できよう。

この就業状況をより詳しくみるために、その「給与形態」をみると、月給が28.6%、日給・月給が24.8%、時間給も24.3%を占めている。これとならんで出来高払いが7.7%と比較的高い数値を示していることも特徴的であろう。上田市全体の動向と比較してもその不安定就業の実態を窺わせ

表10 単親世帯の職業

			専門技術	管理的	事務	販売	農林漁業	運輸	技能生産	保安職	サービス業	分類不能	無職	NA	計
母子世帯	離婚	実数	18	1	73	51	2	1	114	0	55	35	32	36	418
		構成	4.3	0.2	17.5	12.2	0.5	0.2	27.3	0.0	13.2	8.4	7.6	8.6	100.0
母子世帯	死別	実数	4	3	31	14	6	1	58	0	20	24	25	16	202
		構成	2.0	1.5	15.3	6.9	3.0	0.5	28.7	0.0	9.9	11.9	12.4	7.9	100.0
父世帯	子帯	実数	2	4	3	9	2	8	18	1	6	7	2	12	74
		構成	2.7	5.4	4.1	12.1	2.7	10.8	24.3	1.4	8.1	9.5	2.7	16.2	100.0

表11 本人の就労収入（1986年6月）

			4万未満	4~7万	7~10万	10~13万	13~16万	16~19万	19~22万	22~31万	31万以上	NA	計
母子世帯	離婚	実数	14	35	90	102	34	13	11	8	6	78	391
		構成	3.6	9.0	23.0	26.2	8.7	3.3	2.8	2.0	1.5	19.9	100.0
母子世帯	死別	実数	9	10	41	35	18	10	7	3	3	40	176
		構成	5.1	5.7	23.3	19.9	10.2	5.7	4.0	1.7	1.7	22.7	100.0
父世帯	子帯	実数	0	2	1	3	9	5	16	7	10	17	70
		構成	0.0	2.9	1.4	4.3	12.9	7.1	22.8	10.0	14.3	24.3	100.1

るものとなっている。

次に、この結果としてえられる本人の収入について表11をみてみよう。みるように、父子世帯と比較すると著しく収入の少ないことが歴然としている。母子世帯のなかの離婚世帯では約50%が7～13万円の範囲にあり、かなり低い収入額であることを示している。とくに、共働き世帯の一般化傾向によって、母親一人の所得に依存する場合の相対的貧困は一層深まらざるをえない。わが国の男女賃金格差、単純技術や販売サービスといった職業の低賃金、後にみる住居費の支出額では逆に高い出費が強いられていることからみれば、経済的困難は父子世帯や死別母子世帯にも増して厳しいものといえよう。

この収入の額に比して、労働時間はかなり長いものとなっている。もっとも多いのは9時間ほどであるが、これが42.5%、それ以上の労働時間では13.6%、それ以下は35.1%という構成になる。この労働時間については家族形態による特徴的な相違はみられない。

では最後に、現在の仕事にたいしてどのような不満を感じているかを考察しよう。もっとも不満が強いのは「賃金・収入が少ない」ということである。これが44.5%であるから、それだけ経済的な困難を切実なものとして受けとめているともいえよう。ついで、不安定就業の現状を反映した意識と思われる「先行き不安」の34.0%。さらに、家庭での生活問題とかかわるところでは「休暇がとれない」の14.4%、「労働時間が長い」の7.2%という勤務時間の問題が指摘されていることにも注目しておこう。

単親世帯の生活問題

従来より単親世帯の生活上の問題が種々指摘されている。世帯の形態的な面だけをとって病理家族とすることはできないわけだが、時間的にも空間的にも離れた職場で労働生活を送り、かつまた家事・育児労働をも担わねばならないのであるから、母親の就業とともに、ただちに子どもの保育、保護、教育問題、さらには情緒的な問題で、両親のそろう家族に比して不利な前提条件をもつことは否めない。

こうした困難のなかでも、母子世帯の場合の子どもの保護・養育問題や父子世帯の場合の家事の問題はつとに指摘を受けてきたところである。以下では、母子世帯の形成理由別の相違に注目しながら家族の家事労働という再生産労働をめぐる、それがだれにより遂行されているのか。また、いかなる内容がどの程度の困難として認識されているのかを考察しよう。

表12 家事・炊事の担当者 (単位：%)

	離婚母子世帯				父子世帯			
	日用品の買物	洗濯・掃除	朝食のしたく	夕食のしたく	日用品の買物	洗濯・掃除	朝食のしたく	夕食のしたく
本人	80.1	71.0	81.2	71.6	50.8	33.8	37.8	32.8
本人と子ども	4.3	9.1	5.6	7.6	10.2	10.2	10.3	8.6
本人と同居親族	4.6	8.8	0.9	3.8	1.7	3.4	0.0	3.4
同居親族	7.5	6.7	8.5	9.4	27.1	37.3	36.2	37.9
子ども	1.2	2.9	1.5	3.2	6.8	11.9	10.3	12.1
その他	2.3	1.5	2.3	4.4	3.4	3.4	3.4	5.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

家事機能の遂行と困難：まず、家事・炊事機能の担当者からみると、表12のように、離婚世帯と死別世帯ともに約80%ほどが母親本人により遂行されており、あとは本人を中心にして子どもと同居親族がこれを補助する形で遂行されていることがわかる。

この家事機能の分担については、単親世帯になる以前の役割分担やこれを規定する性別分業意識ともかわり、母子世帯内部の区分よりも父子世帯との対比で特徴的な相違が浮びあがってくる。すなわち父子世帯では、「日用品の買物」については5割の世帯で父親が担当しているものの、あとの「洗濯・炊事」などについては3割ほどにその数値がとどまっている。父子世帯の家族形態は直系の形態の比率が高く、ここからも類推されるように、これを同居親族が補助するという役割分業をとっているのである。各仕事について3割が同居親族によって遂行されているし、また、子どもの手伝いというのも母子世帯に比してやや高い

比率を示している。

表14 子どもの保護・養育機能の担当者

(単位:%)

表13 家事・育児の困る程度

(単位:%)

	離婚母子世帯				父子世帯			
	日用品の買物	夕食のしたく	未就学児の世話	小学校低学年の世話	日用品の買物	夕食のしたく	未就学児の世話	小学校低学年の世話
大いに困る	2.3	2.1	10.3	10.1	12.7	14.3	0.0	9.3
困る	4.9	5.3	8.6	5.5	19.0	23.2	50.0	27.9
少し困る	21.1	17.9	20.7	25.7	39.7	32.1	25.0	34.9
困らない	71.7	74.7	60.4	58.7	28.6	30.4	25.0	27.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表13は、家事・炊事を遂行するうえでどの程度に困難を感じているかをみたものである。一見してわかるように、この機能遂行についてはあまり大きな困難を感じていない、ということができよう。「困らない」が70%ほどの数値を示していることにもそれは明らかであろう。しかし、ここでは25%前後ではあるが「困る」というものがあることに注目すべきであろう。とりわけ、「日用品の買物」や「夕食のしたく」ではそれぞれ28.3%と25.3%が「困る」という比較的高い数値を示している。

他方、父子世帯の場合には、これに比して困難とするものの比率がやはり高い。「日常の買物」が71.4%、これよりやや小さくて「夕食のしたく」が69.6%、「食後のあとかたづけ」が44.6%という数値となっている。

子どもの保護・養育機能の遂行と困難：前述のように、単親世帯となることにより母親の場合には、その多くがあらたに就労を迫られることになる。したがって、当然、乳幼児の抱えた母親は子どもの養育をいかに遂行するのか、という問題に直面することになる。子どものしつけや勉強相手については帰宅後にそれを果すことも可能であろうが、未就学児あるいは小学校低学年の児童は日中、だれかに保護されていなくてはならない。

母子世帯における保護・養育の担当者については表14のとおりであるが、特徴的なことは、先の家事・炊事とは異なり親本人の比率が低いことで

	離婚母子世帯				父子世帯			
	未就学児の世話	小学校低学年の世話	子どものしつけ	子どもの勉強相手	未就学児の世話	小学校低学年の世話	子どものしつけ	子どもの勉強相手
本人	52.5	44.9	75.0	75.1	50.0	33.3	71.7	57.1
本人と子ども	1.6	0.9	0.7	1.7	0.0	5.6	15.2	14.3
本人と同級生	3.3	1.9	10.3	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0
同居親族	11.5	23.4	4.7	4.7	50.0	55.5	10.9	14.3
子ども	0.0	3.7	0.9	5.2	0.0	0.0	2.2	11.9
その他	31.1	25.2	9.0	8.6	0.0	5.6	0.0	2.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

であろう。すなわち、「未就学児の世話」では母子世帯内部にも相違がみられており、離婚世帯では本人によるものが52.5%であるのに対し、死別世帯では18.2%にとどまり、同居親族によるものと同数となる。これは「小学校低学年の下校後の世話」についても同じ傾向を指摘できるが、同居親族による担当が23%代でやや高く、また、離婚世帯では学童保育の多いのも特徴的であろう。

これにたいして、保護・養育機能の遂行にあたって、どれほど困難さが認識されているであろうか。表13によれば、「未就学児の世話」についてなんらかの程度でも困るというものは39.6%に達している。ここで指摘しておきたいのは、祖父母のいる3世代世帯ではこの世話について2世代世帯よりも容易であると考えられるにもかかわらず、その比率からすると3世代でなんらかの程度困るというものは83.4%と著しく数値の高いこと、「ない」というのはみられないことである。たいして2世代では「困らない」ものは38.6%を示している。これが「小学校低学年の下校後の世話」になると違いをみせて、なんらかの程度困るものは2世代世帯で40%、3世代で29%となる。つまり、乳幼児の世話を父母にしていることに、ひげめを感じていることが意識の上に反映しているものといえようか。

住宅問題：単親世帯になった当初の問題として住宅問題の深刻さも指摘されていた。これは、とりわけ離婚にともなう単親世帯化の場合にはより

表15 住居の形態

			持家	借家	県営住宅	市営住宅	民間アパート	間借	母子寮	その他	実家	N A	計
母子世帯	離婚	実数	108	89	70	51	21	14	22	9	27	7	418
		構成	25.8	21.3	16.7	12.2	5.0	3.3	5.3	2.2	6.5	1.7	100.0
母子世帯	死別	実数	149	15	12	10	3	1	1	3	4	4	202
		構成	73.8	7.5	5.9	5.0	1.5	0.5	0.5	1.5	2.0	2.0	100.0
父子世帯	実数	48	11	4	6	1	0	0	1	1	2	74	
	構成	64.9	14.9	5.4	8.1	1.4	0.0	0.0	1.4	1.4	2.7	100.2	

著しいものがあると考えられよう。

では、現在の住居形態についてみてみよう。表15にみるように、離婚世帯の持家率の低さが指摘できるだろう。死別世帯の73.8%、父子世帯の64.9%にたいして25.8%という数値である。したがって、離婚世帯の場合には、住居を借りなければならない。この分として借家、県営住宅の比率が高く、それぞれ10~20%を占める。また、離婚にともなう地域的移動にもみたように実家が多くなるであろうし、母子寮の比率の高いのも特徴的といえよう。

こうした住居形態からも推察されるところであるが、借家比率の格段に高い離婚世帯の家賃は他の世帯と比してやや高いものになっている。3~4万円未満の比率は22.4%も占めることにもみてとれよう。したがって、住居変更の意志でも離別世帯の場合には、「変りたい」というものの比率は死別世帯よりも20ポイントばかり高い数値である37.1%となる。この不満の理由としては、「狭い・古い」が36.9%、「高い」が24.8%で、とりわけ死別世帯と比較してみると「高い」ということを訴えるものの比率が際立っている。住宅面でも離婚母子世帯の困難はより大きなものがある。

4. 若干のまとめ

上田市において実施した「母子（父子）世帯生活実態調査」をもとに、とくに離婚母子世帯に焦点をあてつつ、家族危機にたいする資源の相違、そこから生じる対応や生活問題の相違について簡単に考察を試みてきた。ここで若干のまとめをお

こなって結論にかえよう。本稿では、労働と生活問題の実態を単親世帯の形成理由の相違にもとづいて分析してきたのであるが、これらにいかなる内容的・質的な違いがみられたであろうか。

まず、資源の問題からいうと、一般的には、離婚にもとづく単親世帯の形成は、もともと家族のもっていた機能水準や統合性・凝集性の低さが予想されるのであるが、第1に、個人的資源のうち年齢は他の単親世帯の形態よりも若い20~30代が81.2%を占めている。したがって、資格取得率や就業率ともに死別世帯よりも高い数値を示す。つまり、よりよい危機への対応条件をもっている、といえよう。しかし、第2に、家族的・親族的資源では、まず、未就学児・小中学生徒を抱える形態をとり、就労との関連でいえば、一般に、就業率の低下するライフ・ステージにあることが明らかになる。これにかかわって家事・育児機能の家族代替可能性を示す家族形態からいうと、父子世帯の祖父母との同居率の高さは特筆すべきである。これにたいし、母子世帯は「単親と子ども」の2世代世帯が圧倒的であるが、両者を比較すると、生別世帯よりも離婚世帯の方が同居率が低い、ということがいえる。さらに、親族との関係からみても、親に集中するのとは逆に、他の親族との関係は比較的薄いようである。これと第3の近隣関係や集団参加状況とを勘案すると、他の形態と比較してややネットワークが狭く孤立している、ということが特徴として指摘できるであろう。

したがって、離婚母子世帯の場合には、この孤立した状況のもとで、おもには個別的な対応と福祉施策への依存を迫られているといえよう。離婚にともなう生活上の困難としては経済的困難が際立っており、これと住宅問題が深刻なのであるが、

こうした問題に対して、離婚世帯では「働き続けた」または「働きはじめた」という個人的資源の活用である就労により、また「親の援助」や「預金の引きだし」により対応している。しかも、福祉施策の利用についても「児童扶養手当」「母子医療費給付」など、限られたものとどまる。

さて、このような対応の結果として、どのような生活問題が生じていたであろうか。まず、第1に指摘できるのは、離婚世帯の貧困の問題である。生活保護率の相対的な高さ。意識の上での経済的困難を指摘する比率も高いが、収入の金額についても母親の就労による給与は他の形態に比して低いものとなっている。第2に、就労から生じる問題として長時間労働があげられる。9時間以上が56.1%という数値であることにもそのことが読みとれたであろう。当然、その結果として、労働時間を終えた後の生活にも影響することになる。

考察では、残りの家族生活問題を、家事・炊事機能、子どもの保護・養育機能と、そして住宅問題という3つの側面からみた。そこで明らかのように、前2者の側面では母子世帯内部よりも、父子世帯との相違が顕著であった。まず、家事・炊事では親族や家族員に代替され、母子世帯では母親本人が中心となり、同居親族がこれを補うという形をとる。生活困難の程度も父子世帯で約5割が訴えているのにたいし比較的母子世帯では少ない。

子どもの保護・養育では、本人による担当の比率が低いという特徴がみられた。それだけ就業との矛盾が深いことをそれは示唆している。未就学児の世話では、離婚母子世帯で母親本人の比率が生別世帯に比して著しく高い。家族形態にみたように、家族員による代替的機能ははたされていないような状況にある。「小学校低学年児の世話」では学童保育の比率が高いのも特徴といえよう。この保護・養育という面については困難さを感じるものの比率が高いこと、しかも、単親だけの世帯よりも意識の上では祖父母を含む世帯でこの比率が高いことも特徴として指摘できよう。

最後に、住宅問題でも離婚母子世帯で借家率も際立って高く、しかも、高家賃であることも明らかになったとおりでである。

以上、考察してきたように、母子世帯と父子世

帯の相違は無論いまでもないのであるが、離婚母子世帯と死別母子世帯とではその形成過程や理由の相違にもとづいて、危機にたいする資源の面でも、生活困難の程度のうえでも大きな違いがみられた。とくに、離婚母子世帯の家族的資源やコミュニティ的資源からみた孤立化傾向、そして生活上の困難さの強さにくわえて、しかも、今後ますますこの形態をとる単親世帯の増大が予想されることをあわせて考えるとき、この層に対する福祉施策の展開とそのいっそうの充実が望まれよう。

註

- (1) 本調査は、長野大学家族問題研究会を構成する桜田百合子、六波羅詩朗両氏と筆者を中心に61年7～8月にかけて実施された。調査にあたっては上田福祉事務所と上田市社会福祉協議会により民生児童委員をとおして調査票が配付され、母子(父子)世帯の母(父)が記入する方法がとられた。なお、この調査についての全体の詳しい結果については別に報告が用意されている。
- (2) 大橋薫「母子家庭」(大橋薫編著『都市病理の構造』、1972年)、180頁。氏の編になる一連の都市病理研究には「母子家庭」の分析がみられるが、このうち『都市の社会病理』(1960年)などと、『地方大都市の社会病理』(1985年)や『地方中核都市の社会病理』(1987年)とでは、ここで指摘したような視点の転換がみられる。なお、これらの研究でも地域社会の特質と単親世帯の問題が十分関連して分析されていないように感じる。
- (3) この概念の普及の転換点になったのはイギリス政府諮問によるワンペアレント・ファミリー対策委員会の『ファイナー報告』(1974年)がだされて以降のことである。なお、この事情については、京極高宣「イギリスにおけるワンペアレント・ファミリー研究の動向」(真生会社会福祉研究所『母子研究』第1号、1978年)、同「イギリスにおける母子福祉政策」(『現代のエスプリ』142号、1979年)、同「イギリスの母子福祉政策」(『世界の児童と母性』第10号、1980年)等を参照のこと。

(4) 京極高宣は、「ワン フレント ファミリーにとって社会福祉はどうあるべきか——母子福祉の政策的枠組をめぐる再検討——」（『現代の社会福祉』労働法別冊第8号、1981年）において、単親世帯のたいする福祉施策の対象となる生活問題として、①貧困問題、②家事サービス問題、③子どもの養育問題、④スティグマや悩みの問題、の4つを指摘している。

(5) 家族ストレス論を展開しているマクバガンは、彼の二重ABCモデルの構成要素として、「ストレス源」(stressor)、家族による「認知」(perception)とともに、ストレスに対処する際の「資源」(resources)や「対処」(coping)の仕方をあげている。そして、この資源の概念は、家族員のメンバー個人、集団としての家族、コミュニティーの3つのレベルでとらえられるという。ここで資源内容の配置をやや変えている。McCubbin, H. I., C. B. Joy, A. E. Cauble, J. K. Comeau J. M. Patterson & R. H. Needle, 1980, "Family Stress and Coping: A Decade Review," *Journal of Marriage and the Family*, 42: 4, 855~871.

McCubbin, H. I. & J. M. Patterson, 1981, *Systematic Assesment of Family Stress, Resources and Coping: Tools for Research, Education, and Clinical Intervention*, University of Minnesota.